

## コメント

連結子会社等が保有する親会社株式の連結上の取扱いについては記載がありますが、連結子会社等が保有する当該子会社の自己株式の連結上の取扱いについては何らふれられていません。後者については、実務上も複数の考え方が混在しており、自己株式の取得と保有に関する規制が撤廃されたことから、今後は自己株式を大量に保有することも十分考えられますので、実務上の混乱を招くおそれがあると思われます。したがって、後者についても連結上の取扱いを会計基準に盛り込んでいただきたいと思います。